

委嘱員募集

草の根・人間の安全無償資金協力委嘱員 在ミャンマー日本大使館（経済・開発協力班）

ミャンマーに対する草の根・人間の安全無償資金協力を実施するための業務を行う日本人の委嘱員（ミャンマー在住で日本国籍を有する方）を1名募集します。

草の根・人間の安全無償資金協力について

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根無償」）は、開発途上国の多様なニーズに応えるために1989年に導入された制度です。草の根無償は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、途上国において活動している国際及び現地NGO等が現地において実施する比較的小規模（原則1,000万円以下）の案件に対し、在外公館が中心となって資金協力を行うものです。草の根無償についての詳細は下記の外務省リンクを御参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

主な業務内容

1. 案件形成に係る事前調査及び案件審査資料の作成

大使館に申請があった案件について、対象地域の現状、課題、実施上の問題点、申請団体の案件実施能力の把握に必要な事前調査を行い、案件資料を作成する。

2. 実施案件のモニタリング、フォローアップ

実施中、又は実施済みの案件について、適正な案件監理のため、被供与団体等と連絡を取りつつ、支援対象地域に出向き、案件実施状況のモニタリング、フォローアップを行う。

3. 署名式・引渡式のアレンジ

大使館と被供与団体の贈与契約の署名式及びプロジェクト終了後の引渡式のアレンジを行う。

4. 各種報告書の作成等

モニタリング・レポート、月間報告書等を作成する。

5. 各団体とのレター、メール、電話、面談等による連絡・調整

応募条件

1. ミャンマー在住で日本国籍を有すること。
2. 日本語に加え、ミャンマー語又は英語による会話、交渉能力（必須）を有すること。両方できれば望ましい。
3. 途上国援助活動、開発問題に関する知識があること。ミャンマーに関する知識及び生活・就労経験があることが望ましい。
4. パソコンを使った高い事務作業能力（ワード、エクセル、パワーポイント）を有すること。
5. 開発協力分野での勤務又は研究経験を有すること。3年以上が望ましい。

待遇

1. 業務地：在ミャンマー日本国大使館内オフィス（パソコン等作業に必要なものは用意します）
 2. 謝金：当館の規定に基づき、能力、経験を踏まえ決定されます。
- ※ミャンマー在住の方の募集ですので、渡航費や住居補助等の手当は支給されません。

留意事項

1. 当館との契約は雇用契約ではなく、業務の委嘱契約です。したがって、海外傷害保険や査証取得については、御自身で手配いただくことになります。
2. 委嘱員は在外公館員として雇用又は派遣されるものではありません。旅券は一般旅券であり、外交官に認められる特権免除等を享受しません。
3. 委嘱契約の当事者は、在ミャンマー日本国大使館となります。

委嘱期間

2022年4月1日から2023年3月31日まで

※最大で合計3年まで契約の更新が可能です（1年毎に契約更新します）。

応募方法

以下の書類をeco@yn.mofa.go.jpまで送付ください。

メールの件名に必ず【草の根無償委嘱員への応募（ご自身の氏名）】と明記ください。

1. 和文履歴書（形式は任意ですが、学歴・職務経歴を必ず記載し、顔写真を添付ください。また、大使館から連絡が可能なメールアドレス及び電話番号を明記してください。）
2. 日本語及び英語又はミャンマー語の2か国語による志望理由書（形式は任意ですが、自己PR、ご自身のこれまでの経歴、経験に加え、それらを本ポストでどのように活かしたいかにつき、具体的に記載ください）
3. 英語又はミャンマー語の語学能力を示すことのできる書類（語学能力試験の成績表等）

※メール本文には、2022年1月17日（月）～21日（金）の間に当館から電話連絡が可能な日（曜日）、時間帯も明記してください。

（応募に当たっての注意）

- ・選考過程・選考結果に関する問い合わせ等には、一切お答えできません。
- ・応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ・個人情報については、厳に選考の目的のみに使用します。
- ・書類選考の後、該当者には面接又は電話面接の御連絡を差し上げます。面接ではミャンマー語又は英語による電話面接も実施されることがあります。

応募締切

2022年1月14日（金）正午必着。

試験及び面接（大使館にて実施）は、2022年1月中旬～下旬を予定しています。